

健寿苑・やすらぎの家ボランティア推進事業実施要領

1. 事業目的

奈井江町では、「町民が主役のまちづくり」を目指し、地域全体で支えあうネットワークづくりに取り組んでいる。

そこで、町民同士による共助の精神と自らの社会活動への参加を助長し、合わせて現在活動している介護保険施設ボランティアのさらなるふれあい、交流の推進を目的として事業を行う。

2. 事業内容

町民などが健寿苑及びやすらぎの家（以下「各施設」という。）で実施するボランティア活動について、活動時間に応じて評価ポイントを付与し、そのポイント数に応じて奈井江町商工会が発行する商品券（ふれあいチケット）を交付する。

3. 主な活動内容

各施設における次の活動とする。

- ・シーツ交換
- ・布切り

4. 活動登録方法

- ・ボランティア活動しようとする者は、あらかじめ各施設へ登録申請を行い、社会福祉協議会は、各施設からの報告により登録を行う。
- ・各施設は、活動対象者であることを確認の上、ボランティア手帳を交付する。

5. ポイントの付与方法等

- ・ポイントは、活動時間 30 分毎に 1 ポイントを付与する。ただし、同日に付与するポイントは、4 ポイントを上限とする。
- ・ポイントは、半年ごと（上半期：4 月～9 月、下半期：10 月～3 月）に清算する。

- ・各施設は、その都度、活動時間に応じてボランティア手帳にスタンプを押印し、ポイントを付与する。
- ・活動実績及び付与ポイントは、第三者へ譲渡することができない。

6. 商品券との交換

- ・各施設は、上記5の活動実績による付与ポイントの認証後、活動対象者毎に整理のうえ商工会から商品券を購入し、活動対象者に交付する。
- ・商品券との引き換え基準は次のとおりとする。(半期毎の付与ポイント)

付与ポイント	商品券金額
10ポイント以上	2,500円
20ポイント以上	5,000円
30ポイント以上	7,500円
40ポイント以上	10,000円
50ポイント以上	12,500円
60ポイント以上	15,000円
70ポイント以上	17,500円
80ポイント以上	20,000円
90ポイント以上	22,500円
100ポイント以上	25,000円

7. 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成25年4月1日から平成27年3月31日の2年間とする。